

吉川市建設工事等電子入札実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、吉川市契約規則(昭和39年吉川町規則第2号。以下「規則」という。)第14条(規則第24条において準用する場合を含む。)及び規則27条の規定に基づき、吉川市が発注する建設工事請負、設計・調査・測量業務委託、土木施設維持管理業務委託の競争入札及び随意契約に係る手続を埼玉県電子入札共同システム(以下「電子入札システム」という。)により行う場合において、規則その他に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(入札保証金の免除)

第2条 電子入札による場合は、入札に参加しようとするものが、規則第2条第2項(規則第24条において準用する場合を含む。)の規定により市長が必要と定めた資格を有する者で、落札した場合に契約を結ばないこととなるおそれがないものと認められるときは、規則第6条第1項(規則第24条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、入札保証金を免除することができる。

(予定価格等の登録)

第3条 電子入札による場合は、開札を行う前に、次に掲げる金額を電子入札システムに登録するものとする。

(1) 規則第11条第3項(規則第24条及び規則第28条において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により定められた予定価格

(2) 規則第12条(規則第24条において準用する場合を含む。)の規定により準用された規則第11条第3項の規定により定められた最低制限価格

2 前項の規定は、規則第11条第3項の規定により定められた予定価格を、一般競争入札にあつては公告時、指名競争入札にあつては指名通知時、随意契約にあつては見積依頼時に公表する場合は、適用しない。

(入札書及び見積書)

第4条 入札書及び見積書は、電子入札による場合は、規則第13条第1項(規則第24条において準用する場合を含む。)及び規則第26条の規定にかかわらず、あらかじめ指定する日時までに電子入札システムにより提出するものとする。

(入札の無効)

第5条 前条の入札書を電子入札システムにより提出した場合は、規則第16条第1号中「入札者の押印のない」とあるのは「電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第13条第1項に規定する電子証明書等が添付されていない」と読み替えるものとする。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成16年告示第104号）

この要綱は、平成16年10月1日から施行する。